

## 共通経費・金利の配賦方法

### 1．審議理由

コスト管理を適切に行い、高速道路事業に配賦する費用に恣意性が介入しないよう配賦方法を決めておく必要がある。

### 2．事務局案

#### ( 1 ) 一般管理費

配賦単位：高速道路事業の建設事業・維持管理事業とその他事業( 事業毎 ) に配賦する。

配賦方法：費目・科目毎に勤務時間比、人員比、経営資産金額比、面積比又はその他合理的な割合により適正な配賦基準を設定する。

#### ( 2 ) 金利 ( 建設中の金利を除く )

配賦単位：高速道路事業の維持管理事業( 施設の更新等 ) とその他事業( 事業毎 ) に配賦する。

配賦方法：実際発生額を各事業の用に直接供する固定資産金額比等の合理的な割合によって配賦する。

### 3．採用理由

一般管理費、金利 ( 建設中の金利を除く。 ) とも、会社法第 14 条第 2 項では、高速道路事業とその他事業に区分して整理するものとされている。

## 4 . 事例

### ( 一般管理費 )

#### 鉄道事業会計規則

別表第1 (第5条関係) 勘定科目表

費用

備考

…

2 当該費用を原則として次の基準によって各事業又は各部門に配賦する。

法定福利費 各事業又は各部門の専属人件費の百分比

厚生福利費 各事業又は各部門の専属人件費又は専属職員数の百分比

水道光熱費 各事業又は各部門の専属職員数又は床面積の百分比

保守管理費 各事業の専属の線路保存費、電路保存費及び車両保存費の百分比

輸送管理費 各事業の専属の運転費及び運輸費の百分比

案内宣伝費 各事業の専属営業収益の百分比

厚生福利施設費 各事業の専属職員数の百分比

一般管理費 各事業の専属営業費(減価償却費を除く。)の百分比

諸説

固定資産諸税 各事業関連固定資産の各事業への配賦額の百分比

その他 各事業の専属営業費の百分比

減価償却費 各事業関連固定資産の各事業への配賦額の百分比

### ( 金利 )

#### 鉄道事業会計規則の運用方針

第10条

5 ……用途別に鉄道事業固定資産の各項、目、節に区分算入する。なお、区分算入の方法は、原則として工事の決算額の割合によって配賦する。

#### ガス事業部門別収支計算規則

別表第1(第2条関係)

ガス事業に係る部門別収支配賦方法

1 ガス事業に係る収益及び費用のうち、大口需要部門、小口需要部門又はその他部門の収益及び費用として特定できるものは、それぞれの部門に直接配賦すること。

2 ガス事業に係る収益及び費用のうち、大口需要部門、小口需要部門又はその他部門の収益及び費用として特定できないものは、次の方法によって配賦を行うこと。

(1) 事業税を除く営業費、営業雑収益、営業雑費用、附帯事業収益、附帯事業費用、営業外費用並びに受取利息及び受取配当金その他の資金運用に係る収益以外の営業外収益については、1から6までの方法によって(2)に掲げる収益及び費用の各項目に配賦すること。

1 事業税を除く営業費、営業雑収益、営業雑費用、附帯事業収益、附帯事業費用、営業外費用及

び資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できるものは、それぞれの項目に直接配賦すること。

2 事業税を除く営業費のうち、(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できないものであって、以下に掲げるものは、次の基準によって配賦すること。

製造費

労務費	人員比
修繕費	固定資産金額比
電力料	電力使用量比
水道料	水道使用量比
消耗品費	人員比
租税課金	固定資産金額比
固定資産除却費	固定資産金額比
その他製造費	人員比
減価償却費	固定資産金額比

供給販売費

労務費	人員比
修繕費	固定資産金額比
消耗品費	人員比

賃借料

導管関連 導管延長比

その他 人員比

租税課金(事業税を除く)

固定資産税	固定資産金額比
道路占用料	導管延長比
その他	人員比

固定資産除却費 固定資産金額比

その他供給販売費 人員比

減価償却費 固定資産金額比

3 事業税を除く営業費のうち、一般管理費については、業務内容に応じて区分し、(2)に掲げる収益及び費用の各項目のいずれかに特定できるものは当該各項目に直接配賦し、それ以外のもので客観的かつ合理的な基準を設定できるものは当該基準により各項目に配賦し、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは各項目の金額比によって各項目に配賦すること。

4 3の規定にかかわらず、当該事業年度の前事業年度末における取付メーター数が1万個未満の一般ガス事業者で、供給販売費と一般管理費を区分して整理している者は、1及び2の配賦をした後の(2)に掲げる収益及び費用の各項目の金額比によって配賦し、供給販売費と一般管理費を併せて整理している者は、2の供給販売費の基準によって供給販売費及び一般管理費を配賦すること。

5 営業雑収益、営業雑費用、附帯事業収益、附帯事業費用、営業外費用及び資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、(2)に掲げる収益及び費用の各項目に特定できないものであって、以下に掲げるものは、次の基準によって配賦すること。

導管関連営業外費用 導管延長比

導管関連営業外収益 導管延長比

資金調達に係る営業外費用 固定資産金額比

6 営業雑収益、営業雑費用、附帯事業収益、附帯事業費用、営業外費用及び資金運用に係る収益以外の営業外収益のうち、5に掲げる目以外の項目については、(2)に掲げる収益及び費用の各項目の金額比によって配賦すること。

(2) (1)1から6までの配賦をした収益及び費用、事業税(利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。)、資金運用に係る営業外収益、特別損益、法人税等並びに法人税等調整額については、次の基準によって大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦すること。

従量費用 年間ガス販売量比

製造需要費

LNG受入 年間ガス販売量比

LNG貯蔵 ピーク期ガス販売量比

LNG気化圧送・熱調 ピーク最大流量比

その他工場 ピーク月ガス販売量比

供給需要費

高圧 ピーク最大流量比

中圧 1時間当たりの最大流量比とピーク最大流量比が1対1の複合基準

低圧 1時間当たりの最大流量比需要家費用

供給管・メーター 1時間当たりの最大流量比

検針 延検針件数比

集金 延調定件数比

業務用関連費用 対象需要家延調定件数比

需要家共通 延調定件数比

大口部門特定費用 大口需要部門に直接配賦

小口部門特定費用 小口需要部門に直接配賦

その他部門特定費用 その他部門に直接配賦

事業税 ガス売上高比

資金運用に係る営業外収益 売上高比

特別損益 発生の主たる要因

法人税等 利益比

法人税等調整額 利益比

## 日本郵政公社法施行規則

### 第14条

郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分のうち、二以上の区分に関連する資産、負債、収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの区分に整理しなければならない。

別表第1

17. その他重要な事項

(注) 第14条第2項に規定する基準は次のとおりとする。

郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分のうち、二以上の区分に関連する資産、負債、収益及び費用は、原則として次の基準によってそれぞれの区分に整理する。

動産不動産・・・取得時の支出額比

退職給付引当金・・・勤続期間を同じくする職員の集団ごとの郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務に係る俸給の支出額比を、勤務時間を同じくする職員の集団ごとの退職給付債務にそれぞれ乗じて得た額の合計比

賞与引当金・・・賞与の支給見込額比

動産不動産売却益(又は動産不動産処分損)・・・関連する固定資産価格比

業務費・・・郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務のうち、二以上の業務に直接従事している職員の勤務時間比又はいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比

人件費・・・郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務のうち、二以上の業務に直接従事している職員の勤務時間比又はいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比

租税公課(固定資産税及び市町村納付金)・・・関連する固定資産価格比

減価償却費・・・関連する固定資産価格比